

## 教育職員免許状の取得について【工学部 令和3年度入学】

教育職員免許法等に規定された教育職員となるための免許状を取得するためには、指定された普遍教育科目、教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等を履修し、所定の単位を修得することが必要です。本学部で取得することができる免許状の種類及び単位の修得方法等については下記のとおりです。

なお、3年次編入学生の場合は、認定単位に係る扱いがありますので、事前に工学部教務係までお問い合わせ願います。

※詳細については、毎年度4月に実施する工学部教職ガイダンスで説明しますので、免許状取得希望者は必ず出席して下さい。（日時・場所は工学部管理棟1階掲示板等にてお知らせします。）

### (1) 取得できる免許状の種類・教科

学科	免許状の種類・教科	
	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
総合工学科	理科	理科, 情報

### (2) 教育職員免許状取得の要件

教育職員免許状を取得するためには下記の要件を満たさなければならない。

区 分	中学校教諭一種免許状 (以降, 中学一種)	高等学校教諭一種免許状 (以降, 高校一種)	
基礎資格	学士の学位を有すること	学士の学位を有すること	
ア. 普遍教育科目	指定された科目 8 単位	指定された科目 8 単位	
専門基礎科目 及び専門科目	イ. 教科及び教科の指導法に関する科目	2 8 単位	2 4 単位
	ウ. 教育の基礎的理解に関する科目	1 0 単位	1 0 単位
	エ. 道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目	1 0 単位	8 単位
	オ. 教育実践に関する科目	7 単位	5 単位
	カ. 大学が独自に設定する科目	4 単位	1 2 単位
	小計	5 9 単位	5 9 単位
合計	6 7 単位	6 7 単位	
キ. 介護等体験	必要	不要	

※イ～オの法定最低修得単位数を超えて修得した単位については、カ. 大学が独自に設定する科目に振り替えることができる。（＝カについて、ウ～オでは余剰単位を見込むことが難しいので、原則、イ. 教科及び教科の指導法に関する科目で不足分を補うこと。）

#### ア. 普遍教育科目

中学校・高等学校ともに下記科目の単位を修得する必要がある。

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目	単位数
日本国憲法	2	憲法	2
体育	2	スポーツ・健康科目	2
外国語コミュニケーション	2	Interaction, Presentation, Discussion, Writing (いずれもAdvancedも可), CALL, Critical Thinking in English, English for Specific Fields, 海外研修英語, 海外研修英語文化	2
情報機器の操作	2	情報リテラシー	2
合計	8	合計	8

※各科目区分よりそれぞれ2単位以上計8単位を修得すること。

※これらの科目はすべて普遍教育科目として開講されている科目である。

イ. 教科及び教科の指導法に関する科目

(1) 免許状の教科「理科」

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目					免許法上の最低修得単位数			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		備考		開講部局※1	中学一種	高校一種	
			必修	選択	中学一種	高校一種				
教科及び教科の指導法に関する科目	物理学	力学基礎 1	2				全学教育	1	1	
		電磁気学基礎 1	2				全学教育			
		力学基礎演習 1		1			全学教育			
		電磁気学基礎演習 1		1			全学教育			
		熱・統計力学基礎	2				全学教育			
		量子力学基礎	2				全学教育			
		物性物理科学 I		2			物質科学			
		物性物理科学 II		2			物質科学			
		基礎半導体工学		2			物質科学			
		化学	化学基礎 A	2						工学部
	化学基礎 B	2				工学部				
	無機化学 I		2			共生応用				
	物理化学 I		2			共生応用				
	分析化学 I		2			共生応用				
	電気化学		2			共生応用				
	錯体化学		2			共生応用				
	高分子化学		2			共生応用				
	有機化学 I		2		どちらか1科目のみ選択可	どちらか1科目のみ選択可	共生応用			
	有機化学		2				物質科学			
	生物学	光反応化学		2			物質科学	1	1	
	生物学入門	2				共生応用				
	地学	生化学 I		2			共生応用	1	1	
	地学概論 A		2		いずれか1科目選択必修	いずれか1科目選択必修	全学教育			
	地学概論 B		2				全学教育			
	地球科学 B 1		1				全学教育			
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	物質科学基礎実験 A		1.5		必修	いずれか1科目選択必修	物質科学	1	1
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	物質科学基礎実験 B		1.5		いずれか1科目選択必修		物質科学		
	分析化学実験			1			共生応用			
	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	生物学基礎実験 A		1			※2	全学教育	1	/
	地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	地学基礎実験 B		1		いずれか1科目選択必修	※2	全学教育		
	地学基礎実験 C			1				全学教育	8	4
	教科の指導法	理科教育法 I		2				教育学部		
理科教育法 II			2		必修	いずれか1科目選択必修	教育学部			
理科教育法 III			2				教育学部			
理科教育法 IV			2				教育学部			

※1 開講部局は以下のとおりである。

- 全学教育：全学教育センター（普遍教育科目）
- 物質科学：工学部総合工学科物質科学コース
- 共生応用：工学部総合工学科共生応用化学コース
- 工学部：工学部総合工学科（学部共通専門基礎科目）

※2 高校一種では修得単位として算入されない。

○各教科に関する専門的事項に関する科目について、それぞれ1単位以上修得すること。

（カ. 大学が独自に設定する科目の必要単位数と合わせて、中学一種は32単位、高校一種は36単位を修得すること。ただし、中学一種と高校一種の両方を取得する場合は、32単位で充足する。）

(2) 免許状の教科「情報」

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目				免許法上の最低修得単位数	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		備考		開講部局※
			必修	選択			
教科及び教科の指導法に関する科目	情報社会及び情報倫理	情報技術と社会	2			工学部	1
		情報倫理		2		情報工学	
	コンピュータ及び情報処理 (実習を含む。)	情報リテラシー	2			全学教育	1
		プログラミングおよび実習		3		電気電子	
		計算機の基礎		2		電気電子	
		プログラムの設計と実現 I		2		情報工学	
		情報工学実験 I B		1		情報工学	
		情報工学実験 II A		1		情報工学	
		情報解析 I		2		情報工学	
		情報解析 II		2		情報工学	
		プログラムの設計と実現 II		2		情報工学	
		プログラム演習 I		1		情報工学	
		プログラム演習 II		1		情報工学	
		プログラム演習 III		1		情報工学	
		プログラム演習 IV		1		情報工学	
		計算機工学 IV		2		情報工学	
	計算科学 III		2		情報工学		
	情報システム (実習を含む。)	情報理論の基礎と応用		2	いずれか1科目 選択必修	電気電子	1
		計算科学 IV		2		情報工学	
		最適化理論		2		電気電子	
		計算機工学		2		電気電子	
		計算科学 II		2		情報工学	
		情報工学実験 III		2		情報工学	
		計算科学 V		2		情報工学	
		パターン認識基礎		2		情報工学	
		情報解析 III		2		情報工学	
	情報通信ネットワーク (実習を含む。)	通信工学基礎		2	いずれか1科目 選択必修	電気電子	1
		コンピュータネットワーク		2		情報工学	
		情報通信システム論		2		電気電子	
		信号処理		2		電気電子	
		情報工学実験 II C		1		情報工学	
		情報理論		2		情報工学	
	マルチメディア表現及び技術 (実習を含む。)	マルチメディア工学 I	2			情報工学	1
		シミュレーション		2		電気電子	
		コンピュータグラフィックス		2		情報工学	
		マルチメディア工学 II		2		情報工学	
情報工学実験 I A			1		情報工学		
情報工学実験 I C			1		情報工学		
情報工学実験 II B			1		情報工学		
情報と職業	情報と職業	2			情報工学	1	
教科の指導法	情報科教育法 I	2		※	理学部数学・情報数理学科	4	
	情報科教育法 II	2			理学部数学・情報数理学科		

開講部局は以下のとおりである。

全学教育：全学教育センター（普遍教育科目）

電気電子：工学部総合工学科電気電子工学コース

情報工学：工学部総合工学科情報工学コース

工学部：工学部総合工学科（学部共通専門科目）

※ 情報科教育法 I・II は隔年開講。また、情報科教育法 II は、情報科教育法 I を履修していないと受講できない。

○各教科に関する専門的事項に関する科目について、それぞれ1単位以上修得すること。

（カ. 大学が独自に設定する科目の必要単位数と合わせて、36単位を修得すること。）

ウ～カ. 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目				免許法上の最低修得単位数		
科目	各科目に含める必要事項	授業科目	単位数		備考	開講部局	中学一種	高校一種
			必修	選択				
ウ. 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育基礎論	1			教育学部	10	10
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	現代教職論	2			教育学部		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2			教育学部		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2			教育学部		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育の理論と方法	2			教育学部		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	1			教育学部		
エ. 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法	2		中免のみ	教育学部	10	8
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	1			教育学部		
	特別活動の指導法	特別活動	1			教育学部		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術	1					
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・教育相談・進路指導Ⅰ	2					
		生徒指導・教育相談・進路指導Ⅱ	2					
生徒指導・教育相談の理論と実際		1						
オ. 教育実践に関する科目	教育実習	事前・事後指導	1		いずれか1科目選択必修	工学部	5	3
		中学校教育実習		4				
		高等学校教育実習		2				
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2			教育学部	2	2
合計							27	23

カ. 大学が独自に設定する科目		道徳教育の理論と方法		2	高免のみ	教育学部	—	—
-----------------	--	------------	--	---	------	------	---	---

○教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目及び大学が独自に設定する科目は、卒業要件単位数に含まれず余剰単位となる。

教科に関する専門的事項の科目のうち、自所属コース開講科目ではない科目の修得単位数を卒業要件単位数に算入できるか否かは所属コースにより異なるため、各コースの履修ページを参照すること。

○イ～オの法定最低修得単位数を超えて修得した単位については、カ. 大学が独自に設定する科目に振り替えることができる。（＝カについて、ウ～オでは余剰単位を見込むことが難しいので、原則、イ. 教科及び教科の指導法に関する科目で不足分を補うこと。）

ただし、中学一種（理科）の必要単位数を修得している者は、高一種（理科）に必要な単位数を充足している。

（理科教育法の余剰4単位、道徳教育の理論と方法2単位、教育実習の余剰2単位の計8単位分をカ. 大学が独自に設定する科目の12単位に充当できるため。）

## キ. 介護等体験

中学校教諭の普通免許状を得るためには、介護等体験が必要となる。

これは文部科学省令で定められた盲学校・聾学校若しくは特別支援学校及び社会福祉施設等で7日間介護・介助等の体験を行うことである。(異なる施設2か所以上で行う。)

工学部では原則2・3年次生を対象としている。

申し込みに関しては、例年2月頃に掲示するので注意すること。

### (3) その他

#### 1. 教育実習について

##### (1) 実施時期

対象年次：4年次

期 間：中学校一種 4週間(20日)程度  
高等学校一種 2週間(10日)以上

##### (2) 教育実習の申し込みについて

詳細については、ガイダンスや掲示でお知らせします。変更される場合があるため、必ず教務係窓口で確認すること。

4年次に教育実習を希望する学生は、教務係窓口で配付している「教育実習申請書」および「受入れ内諾書」を受け取り、以下の手順で手続きを行う。

- ① 2年次2月～3年次4月頃に教育実習受入校(主に自身の出身校)に実習希望の旨連絡する。ただし、教育実習実施にあたって、(3)の条件を充足している必要があるため、教育実習受入校へ連絡する前に必ず確認すること。
- ② コース長・教育委員の承認を得る。(「教育実習申請書」に押印を受ける。)
- ③ 申請書を夏休み前までに教務係に提出・確認印を受ける。
- ④ 3年次夏休み期間等に教育実習受入校に出向き、学校長等の内諾を得る。(「受入れ内諾書」に押印を受ける。)
- ⑤ 期日までに「教育実習申請書」および「受入れ内諾書」を教務係へ提出する。  
2年次2月～3年次4月に教育実習受入校(主に学生自身の出身校)に実習希望の旨、連絡のうえ、3年次夏休み期間等に出向き、学校長等の内諾を得る。

##### (3) 3年次終了までに下記の要件を満たす必要がある。

- ① 普遍教育科目については、卒業に必要な単位を修得し、かつ専門教育科目と合わせて卒業に必要な既修得単位が90単位以上であること。
- ② 「各教科の指導法」、「ウ.教育の基礎的理解に関する科目」及び「エ.道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」をすべて修得していること。
- ③ 伝染性疾患を有しないこと。
- ④ その他実習に特別支障のない者。

##### (4) 教育実習は、協力校に対して大変な労力をかけることによって成立しているので、教育実習を途中で取りやめることは認めない。

## 2. 教職実践演習について

教職実践演習は、教育職員免許状を取得しようとする者が、教員免許状取得に必要な科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認する科目であり、4年次後期に履修する。

教職実践演習の実施前までに、教育実習をはじめとする教職実践演習以外の教職科目を修了しておくことを原則とする。

教職実践演習を受講するには「履修カルテ」の作成が必要である。工学部の学生には例年4月の教職ガイダンスにて配付する。教職ガイダンスに参加できなかった者や、途中から教職を希望した者は工学部教務係窓口にて履修カルテを受領すること。

教育実習に参加した（する）4年次生に対し、4年次生の7月に教務係より履修希望曜日・時間を照会する。

## 3. 教育職員免許状交付申請の一括手続きについて

その年度に卒業見込みの4年次であり、かつ、教育職員免許状取得の要件を満たす（見込みを含む）者は、大学（工学部）から千葉県教育委員会に一括して交付申請を行う。それ以外の者は、卒業後、住所地の教育委員会に個人で申請することになる。

詳細については、例年7月頃に工学部管理棟1階の掲示板に掲示をするので注意すること。